

建設キャリアアップシステム（CCUS）試行要領

（趣旨）

第1条 建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るために、普及・活用が求められている。

本要領は、建設交通部が発注する工事において、CCUSの活用を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（対象工事）

第2条 建設交通部が発注する工事において、受注者からCCUSの活用について希望があったものとする。

受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知する。

（実施内容）

第3条 受注者は、CCUSを活用する場合、以下の内容について取り組むものとする。

【取組内容】※①～④全てに取り組むこと。

- ① 事業者登録
- ② 技能者登録
- ③ 現場登録（管理者ID登録）
- ④ 現場へのカードリーダー等の設置

【取組に対する履行状況確認の基準】

- ① 事業者登録すること（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ② 1名以上（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ③ 受注した現場の登録
- ④ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

※履行状況の確認は「（一財）建設業振興基金：帳票名4-1現場契約情報」等により、完成検査時に提示すること。

（工事成績）

第4条 CCUSの活用について、①～④全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定（創意工夫）において、1点加点する。なお、履行の確認ができなかった場合における減点を行わない。

※ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

（CCUS活用に係る費用）

第5条 CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。